

労働情報やお

八尾市 労働支援課 令和4年2月発行

CONTENTS

- 八尾市無料職業紹介所の「会社説明会・面接会」1
- 令和4年4月1日から変わります!
(育児・介護休業法・くるみん・パワハラ)2
- 令和4年10月1日から変わります!(社会保険)3
- 令和4年1月1日から始まっています!
(雇用保険マルチジョブホルダー制度)3
- 八尾市おしごとナビ4
- 生活困窮者自立支援制度就労訓練事業に
ご理解・ご協力ください。4
- 八尾市企業人権協議会に加入しませんか?5
- 公正な採用選考のために5
- 公正採用選考人権啓発推進員の選任と
変更の報告はお済みですか?5
- 雇用関係助成金のご案内6
- 八尾市ワークサポートセンター7
- 中退共の退職金制度7
- 八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターに
ご加入ください8
- 大阪府最低賃金8

VOL.
62



八尾市無料職業紹介所の「会社説明会・面接会」

八尾市内の事業所のみなさまへ

人材がほしい!といったご相談には、「会社説明会・面接会」を定期的開催し、求職者募集のお手伝いをしています。なお十分な感染予防対策の上、実施しておりますので是非ご検討ください。

令和4年度 会社説明会・面接会予定

日程	場所
令和4年 5月	八尾商工会議所
7月	八尾商工会議所
9月	八尾商工会議所
11月	八尾市文化会館
令和5年 1月	八尾商工会議所
3月	八尾商工会議所

実績

令和3年度も、7月、9月、10月、12月に開催し、トータル約200名の求職者の方が参加されました!(3月も開催予定)



専門アドバイザーを無料派遣!!

八尾市では無料職業紹介事業を実施し、「八尾市内の事業所の人材確保」を支援しています。人材がほしい!!といったご相談には、就職面接会等を開催し、八尾市で求職者の募集をお手伝いしています。これまでハローワークや有料の求人誌等では必要とされる人材を確保することができなかった事業所のみなさまは八尾市無料職業紹介所への登録・活用をご検討ください!

お電話いただければ、専門のアドバイザーがお伺いします!

八尾市無料職業紹介所 TEL 072-920-4088

令和4年 4月1日から 変わります!

1
育児・介護休業法の
改正
雇用環境整備、個別周知、
意向確認の措置義務化など

2
くるみん・
プラチナくるみんの
改正、新認定制度の
創設

3
労働施策総合推進法の
「パワーハラスメント
防止措置」の
中小企業での義務化

1 育児・介護休業法の改正

(※産後パパ育休は令和4年10月1日から施行)

① 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備 (下記のいずれかを実施。できれば複数が望ましい)

- 育児休業・産後パパ育休に関する研修
- 育児休業・産後パパ育休に関する相談窓口や対応者の設置
- 自社の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- 自社の育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

事業主向け説明資料



② 個別の周知・意向確認 (下記のすべてを周知)

労働者から本人または配偶者の妊娠・出産の申し出があった際は、個別に周知・意向確認を行って下さい。

- 育児休業・産後パパ育休に関する制度内容
- 制度活用時の申出先
- 育児休業給付に関する制度内容
- 育児休業・産後パパ育休において負担すべき社会保険料の取扱い

③ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 (就労規則等の見直し・変更が必要)

- 令和4年4月1日まで…要件の「引き続き雇用期間が1年以上」を削除。
※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は、労使協定の締結により除外可能
- 令和4年10月1日まで…産後パパ育休の創設及び育児休業制度の変更

規定例



2 くるみん・プラチナくるみんの改正、新認定制度の創設

厚生労働大臣より「子育てサポート企業」として認定を受けた証であるくるみん・プラチナくるみんの認定基準等が改正され、新しい認定制度がスタートします。

① くるみん・プラチナくるみんの認定基準等の変更

改正ポイント	くるみん	プラチナくるみん
男性の育児休業等取得率の変更	7%以上 → 10%以上	13%以上 → 30%以上
男性の育児休業等・ 育児目的休暇取得率の変更	15%以上 → 20%以上	30%以上 → 50%以上
その他	厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」での男女の育児休業等取得率等の公表が新たに追加	出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳時点在職者の割合 55%→70%

そもそも、「くるみん」とは?



くるみんとは「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証で、認定を受けると認定マーク(愛称:くるみん)を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、労働者のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。(認定マークは現行マーク。4月より改定予定)

② 新たな認定制度「トライくるみん」が創設されます。

変更前のくるみんと同じ認定基準です。

③ 新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度が創設されます。

メリット

- 各府省等の総合評価落札方式などによる公共調達における加点評価
- 中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業での助成金の支給(上限50万円)
- 日本政策金融公庫による働き方改革推進支援資金の基準利率の引き下げ

※厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp>



くるみんをはじめ、両立支援を進めるための情報が閲覧できますのでぜひご活用ください。

3 労働施策総合推進法の「パワーハラスメント防止措置」の中小企業での義務化

事業主が講じなければならない具体的な措置内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること。 ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること。
相談に応じ、適切に 対応するために必要な 体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場における パワハラに関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること(事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ
大阪労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL:06-6941-8940

大阪労働局 ハラスメント防止措置

検索

令和4年10月1日から変わります!

4 社会保険加入の適用拡大(パート・アルバイト、土業の個人事業所)

現在、一定の条件に該当するパート・アルバイトについては、**従業員数501人以上の事業所**で社会保険への加入が義務化されていますが、令和4年10月以降、**従業員数101人以上の事業所**についても加入が義務化されます(以後段階的に拡大)。また**5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所**も社会保険への加入が必要となります。詳しくは、「厚生労働省 社会保険拡大特設サイト」や「日本年金機構」のホームページをご確認ください。

拡大特設サイト

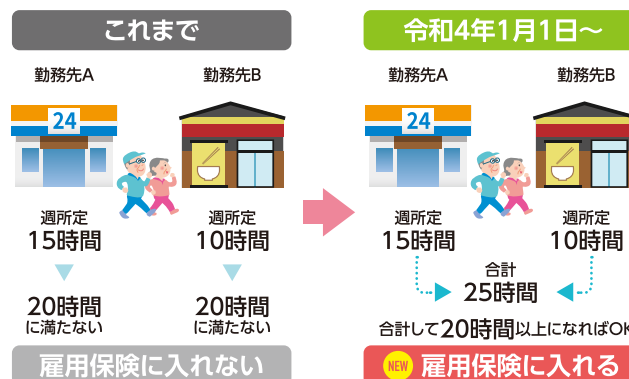


令和4年1月1日から始まっています!

5 雇用保険 マルチジョブホルダー制度の制定

複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、うち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高齢被保険者)となることができる制度です。失業した場合、一定の要件を満たせば、高齢求職者給付金を受給することもできます。

※詳細は、ハローワークもしくは雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請書をご確認ください。



厚生労働省マルチジョブホルダー制度

検索



求職者と事業所のマッチングサイト

八尾市おしごとナビ

人材をお求めの
事業所様は
ぜひご登録ください。

3つの特徴

① 八尾市が運営

八尾市内で働きたい人と八尾市内で人材をお求めの事業所を支援。

② 職場の魅力発信!!

求人内容をはじめ、事業所の雰囲気や職場の写真や、社長や従業員からのメッセージを添えて、職場の魅力として発信できます。

③ 女性の活躍を応援!!

「女性が働きやすい求人」として、「未経験者歓迎」「勤務時間を選べる」「家庭の事情(介護等)や子どもの行事(入学式・運動会・参観日等)による休暇や早退等に配慮している」など、女性活躍推進に関する取組みをアピールできます。

おしごとナビとは?

求職者が希望職種等の求人条件から市内求人情報の検索ができ、応募から面談までを八尾市無料職業紹介所が支援し、雇用・就労を実現していただくためのサイトです。

人材をお求めの事業所様は、ぜひご活用ください!なお、登録料や相談費用等は一切かかりません。

アクセスはQRコード ⇨



八尾市おしごとナビ 🔍

八尾市無料職業紹介所 TEL 072-920-4088

「生活困窮者のため」「地域貢献のため」「自らの事業所のため」に

生活困窮者自立支援制度 就労訓練事業に ご理解・ご協力ください。

事業所の
みなさま!



「就労訓練事業」は、社会貢献の一環として、一定の配慮や支援を必要とする方を職場へ受け入れ、本人の状況に合わせた働く機会を提供していただく事業です。「非雇用型」と「雇用型」の2つの形態があり、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には、一般就労につなげていくことを目標としています。「生活困窮者自立支援制度」※に位置付けられる事業で、実施にあたっては、自治体から認定を受けていただく必要があります。また、事業実施時は、本人の生活支援等を担う自立相談支援機関をはじめとした専門機関が、支援「チーム」として本人や受入いただく事業者様をしっかりとサポートしていきます。

※生活困窮者自立相談支援制度…「仕事が見つからず、経済的に困っている」「対人関係が苦手な社会に出るのが不安」など生活や就労等に困難を抱える人や世帯を自立相談支援機関が窓口となり包括的支援する制度

取り組んでいただく内容

- 就労日数や時間を短くした勤務、長所を活かせる業務分担など本人に合った就労などの提供。
- 必要に応じた身だしなみやビジネスマナー、コミュニケーションに関する支援。

八尾市の受け入れ事業所からのお声

- 業務内容を分解して考えることにより業務の振り返りができ、業務量が多い内容が把握できる。
- 今までの業務を細分化することで短時間・短期間・工程ごとの就業が可能となり、子どもが小さく長時間就業出来ない人や外国人労働者などへの雇用の幅が広がる。(仕事に人を合わせるのではなく、人に仕事を合わせる考え方への転換ができる。)
- 業務の細分化がマニュアル作成にも役立ち、新人教育等に活用できる。
- 職員の業務負担が一部軽減され、職員全体の士気が上がる。

申請をご検討いただける際は、八尾市労働支援課へご連絡ください。 TEL 072-924-3860



八尾市
ホームページ

八尾市企業人権協議会 に加入しませんか？

八尾市企業人権協議会では、国や大阪府・八尾市と連携し、就職の機会均等の保障、職場の人権意識の高揚に向けた取り組みや人権問題への啓発を進めるため活動しています。

現在
約130社
加入

活動内容 ※年会費:1事業所 3,000円です。

- 事業所向けの各種研修会の開催、制度などの情報提供
- 人権関連研修の参加費補助
- 各種人権啓発事業への参加



お問い合わせ・お申し込み

八尾市企業人権協議会事務局

八尾市労働支援課 TEL:072-924-3860
八尾商工会議所 TEL:072-922-1181

公正な 採用選考の ために



公正な採用選考をするには？

- ①「人を人として見る」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重する。
- ② 応募者の適性・能力のみを基準として行う。
- ③ 募集に当たり広く応募者に門戸を開く。

この考え方が大切です。

「聞いてませんか？家族のこと」

面接での緊張を解きほぐそうという意図でも、応募者の方は悩んだり傷ついたりする場合があります。
本人の職務遂行にあたり、**適正・能力のみを基準**とした採用選考を行ってください。

公正採用選考人権啓発推進員の 選任と変更の報告はお済みですか？

厚生労働省では、企業が人権問題を正しく理解・認識し、「公正な採用選考」を実施することをめざして、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」といいます。）制度を設けています。

大阪では、原則、常時使用する**従業員の数が25人以上の事業所を対象**に、推進員の選任と変更についてハローワークへの報告をお願いします。



推進員選任のメリット

- 社会的責任の1つを果たし、人権尊重企業への仲間入り
- タイムリーなテーマで実施される推進員研修を無料で受講
- 社内研修の人権啓発DVDや各種資料を無料で活用

推進員の役割

- ハローワーク等の研修会に参加するとともに、社内研修等によりトップクラス及び社員の人権意識を深める取組みの推進
- 公正な採用選考システムの確立を図る責任者としての役割
- ハローワークとの連絡窓口としての役割

推進員選任・異動報告

- 推進員を選任または変更した場合は、推進員選任・異動報告書に必要事項を記載し、管轄のハローワークにFAX、郵送またはご持参にて報告してください

※大阪においては、大阪労働局と大阪府が共管して推進員制度を運用しています。ハローワークにご報告いただいた情報は、大阪府と共有させていただきます。また、大阪府が主催する新任・基礎研修もあります。

雇用関係助成金のご案内

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などにぜひご活用ください。

労働者雇用維持を図る	
雇用調整助成金	
経営悪化による休業、教育訓練、出向を通じた雇用維持	
産業雇用安定助成金	
新型コロナウイルスの影響に伴う経営悪化による在籍型出向を通じた雇用維持	
離職する労働者の再就職支援を行う	
労働移動支援助成金	
離職を余儀なくされた労働者の再就職支援、早期雇入れ	
中途採用する	
中途採用等支援助成金	
中途採用の拡大、東京圏からの移住者の雇入れ	
起業する	
中途採用等支援助成金	
起業による中高年齢者等の雇入れ	
新たに労働者を雇い入れる	
特定求職者雇用開発助成金★ 継続雇用労働者としての雇入れ	
雇用対象者	母子家庭の母、高齢者、被災離職者、障がい者(精神、知的、身体、発達)、難病患者、正規雇用につくことが困難な者、生活保護受給者等
トライアル雇用助成金★ 試行的に雇入れ	
雇用対象者	離職または転職を繰り返す者、障がい者、新型コロナウイルス感染症による離職者、建設技能労働者として雇用される若年者又は女性
障がい者の雇用環境の整備を図る	
キャリアアップ助成金	
正規雇用・無期雇用への転換	
障害者介護等助成金(※)	
職場支援員の配置、中途障がい者の職場復帰のための措置、介護者等の配置又は委嘱の措置	
職場適応援助者助成金	
職場適応援助者(ジョブコーチ)の配置	
障害者作業施設設置等助成金(※)	
作業施設の整備	
障害者福祉施設設置等助成金(※)	
福祉施設の整備	
重度障害者等通勤対策助成金(※)	
通勤を容易にするための措置	
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(※)	
多数継続雇用する事業施設等の整備	

労働者の雇用環境の整備を図る	
人材確保等支援助成金	
対象内容	雇用管理制度の導入
	介護福祉機器の導入
	人材確保や職場定着の支援事業の実施
	人事評価改善
	テレワークの導入
建設労働者や外国人労働者の雇用環境改善など	
65歳超雇用推進助成金	
対象内容	65歳以上への定年引上げ
	無期雇用への転換
	高齢者の雇用管理制度の整備など
高齢労働者処遇改善促進助成金	
60～64歳の高年齢労働者に適用される賃金規定の増額改定	
キャリアアップ助成金(※)	
対象雇用者	有期雇用労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)
対象内容	正規雇用労働者等への転換又は直接雇用
	障がい者の正規雇用労働者等への転換
	賃金規定等の増額改定
	法定外の健康診断制度導入
	正規雇用労働者と共通の賃金規定又は諸手当制度等の導入
	短時間労働者の所定労働時間延長及び社会保険の加入など
仕事と家庭の両立支援等に取り組む	
両立支援等助成金(◆)	
対象内容	男性労働者の育児休業や育児目的休暇の取得
	介護支援プラン策定による介護休業の取得又は介護両立支援制度の利用
	新型コロナウイルス感染症による家族介護のための有給休暇の取得
	育児復帰支援プラン策定による育児休業の取得
	代替要員の確保及び職場復帰後の支援など
	女性が活躍しやすい職場環境の整備
不妊治療のための休暇制度利用のための環境整備及び休暇制度の取得など	
労働者の職業能力の向上を図る	
人材開発支援助成金	
対象内容	訓練効果の高い10時間以上の訓練
	職務に関連した20時間以上の訓練
	教育訓練休暇制度の導入
	有期契約労働者等に対する訓練
	建設労働者に対する訓練、障がい者に対する職業能力開発訓練事業の実施

上記一覧の内容は変更になることがあります。また、上記以外にも新型コロナウイルス感染症に関する制度等もございます。



左記助成金に関する案内及び検索ツールは、

厚生労働省のホームページ「厚生労働省 事業主の方のための雇用関係助成金」をご参照ください。

各助成金のお問合せ先は、

(※)、(◆)以外のお問合せ先:大阪労働局 助成金センター TEL 06-7669-8900

(※)のお問合せ先:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 TEL 06-7664-0722

(◆)のお問い合わせ先:大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL 06-6941-4630

★印の助成金は、「八尾市無料職業紹介所」からのご紹介者も対象となります。

(ただし、コースによっては対象外となるものもあります。)



厚生労働省
ホームページ

八尾市ワークサポートセンター

～「働きたい」「働いてもらいたい」を応援します～

八尾市ワークサポートセンターでは、八尾市が運営する「中央地域就労支援センター」と、ハローワーク布施の出先機関である「八尾市地域職業相談室」が連携し、働きたい方の支援を行っており、多くの八尾市民にご利用いただいております。

お近くの方の求人をご希望される場合は、ハローワークへの求人申し込みをご検討ください。(八尾市ワークサポートセンター内の八尾市地域職業相談室では、求人申込みを受付けていませんので、ハローワーク布施(TEL 06-6782-4221 31#)へお問い合わせください。)



八尾市 地域職業相談室

(ハローワーク布施出先機関)

パソコンによる求人情報の提供・職業紹介業務専門のハローワークです。(雇用保険関係業務・求人受付関係業務・職業訓練関係業務は行っていませんので、ご了承ください。)

月～土 10:00～18:00
TEL 072-929-3400
Fax 072-999-3500

中央地域 就労支援センター

就職活動に悩んでいる方を専門の相談員(地域就労支援コーディネーター)がサポートします。

月～金 10:00～18:00
TEL 072-929-0040
Fax 072-923-0510

勤労者法律相談

月に2回、労働者や事業主を対象に、労働契約・条件やパワハラ・セクハラ、人事労務管理などのさまざまな問題に対して社会保険労務士や弁護士が相談に応じます。

原則第2水曜日、最終土曜日
午後1時～4時に実施(予約優先)。

予約・問い合わせは
中央地域就労支援センターへ

人も、会社も、元気にしよう!



の退職金制度

「中退共」は国がサポートする
中小企業のための退職金制度です。

○パートタイマーさんも加入できます。

○他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

安全

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理が簡単
退職金試算額などもお知らせ。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234

中小企業事業主のみなさまへ
 ~事業所の福利厚生を低コストで充実できます!~

従業員満足度
 向上支援!

八尾市中小企業勤労者 福祉サービスセンターにご加入ください

全国的なネットワークで充実したサービスの提供

(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター・(一財)大阪労働協会・全労済と提携



主な事業内容

- 慶弔お見舞金等の給付
- 各種利用あっせん・利用料補助
 - ▶人間ドック・生活習慣病健診
 - ▶スポーツクラブ
 - ▶映画・演劇等チケット
 - ▶遊園地・旅行・宿泊施設



会費及び入会金

- ①入会金は一人につき500円
(入会時のみ)
- ②会費は一人につき月額700円

会員の皆様はもちろん、
 家族の方々もさまざまな
 サービスが受けられます。
 また、費用は経費として損
 金処理できます。



●入会された皆様には、最新の各種ご案内等を掲載した機関紙を、事業所あてに毎月お送りします。

お問い合わせ

(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター(八尾市共済センター)
 TEL:072-991-5607 FAX:072-991-5608

八尾市共済センター

検索

使用者も

労働者も

必ずチェック

最低賃金!

大阪府
 最低賃金 **992円**

(令和3年10月1日発効)

パートタイム・臨時・派遣・アルバイト・嘱託等も適用

★毎年10月頃改定されます。

◆詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課(TEL:06-6949-6502)
 または、東大阪労働基準監督署(TEL:06-6723-3006)にお問い合わせください。

職場のみなさんでご覧ください。

回								
覧								

特定最低賃金件名	時間額	発効年月日
塗料製造業	1,000円	令和3年12月1日
鉄鋼業	996円	令和4年1月22日
生産用機械器具製造業・ 業務用機械器具製造業など	997円	令和3年12月1日
自動車・同附属品製造業	998円	令和3年12月1日
電子部品・ 電気機械器具製造業など	994円	令和3年12月1日
非鉄金属・電線・ ケーブル製造業など	993円	令和3年12月1日
自動車小売業	993円	令和3年12月1日